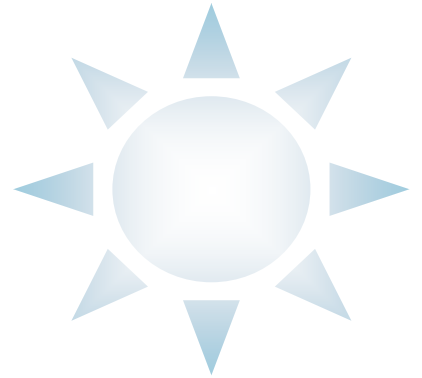




船橋市
介護医療院
整備事業者募集要項
(船橋市内介護老人保健施設からの転換)

船橋市健康福祉局 高齢者福祉部

高齢者福祉課 施設整備係

介護医療院整備事業者募集要項

(船橋市内介護老人保健施設からの転換)

船橋市では、船橋市介護保険事業計画に沿って計画的に整備を進めております。本年度は、船橋市内で介護老人保健施設の許可を受けている施設からの転換整備と限定し、介護医療院整備事業者の公募を実施します。

1. 募集概要

(1) 募集事業

事業の種類	介護医療院
募集数	1施設(100床)
対象施設	船橋市内で介護老人保健施設の許可を受けている施設

(2) 開設時期

令和8年3月31日までに介護医療院の許可を受け、開設すること。

2. 募集要件等

(1) 提案者要件

- ・介護保険法第107条第3項各号に該当しないこと。
- ・過去3年間、所管庁の監査等において、重大な指摘を受けていないこと。
- ・船橋市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員等が、同条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第2条第3号に規定する暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

※暴力団密接関係者とは、下記の1～4に該当する者をいう。

1. 役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの。
2. 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているもの。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

(2) 転換を行う上での留意点

- ・船橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例に適合すること。
- ・都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令等に適合していること。
- ・転換に際し、利用者及び利用者家族へ説明し同意を得ること。
- ・転換後も引続き利用する入所者については、利用料金等の変更事項について説明し同意を得ること。
- ・船橋市からの本公募にかかわる工事費等の補助金はありません。
- ・過去に介護老人保健施設の整備に係る補助金を受けている場合は、財産処分の手続きが必要となることがあります。

3. スケジュール

内容	時期
質問受付期日	令和7年2月28日(金)午後5時まで
質問回答期日	令和7年3月 7日(金)以降メールにて回答
整備計画提案書提出	令和7年3月17日(月)～令和7年3月19日(水)
審査結果通知	令和7年4月頃

4. 応募に必要な書類

・下記書類をA4ファイルに調製し、正本1部、副本2部(合計3部)提出すること。なお、図面はA3、その他書類はA4で提出すること。

NO	提出書類	様式番号
1	介護医療院整備計画提案書	様式1
2	土地・建物等の概要	様式2-1～3
3	定款	
4	法人登記簿の全部事項証明書原本(3か月以内)	
5	直近3年分の決算書(資金収支、事業活動収支、貸借対照表等)	
6	収支シミュレーション(5年分)等 【自己資金】自己資金を確認できる預金残高証明書 (令和7年2月1日時点での残高証明書を提出すること。何らかの理由で令和7年2月1日時点の残高証明書が提出できない場合は、理由を添えた上で近い日付で提出すること。なお、証明書を複数提出する場合は、日付を揃え、総合計が分かるように提出すること。)	様式3-1～2
7	管理者(予定者)履歴書(資格者証の写し)及び管理予定者の承諾書	様式4
8	直近年度の実地指導の結果及び改善の記録(転換前の老健)	
9	(介護医療院を運営している場合)許可通知等	
10	入所者の平均入所期間に関する資料	様式5

11	職員の平均勤続年数	様式6
12	介護ロボット・ICT 導入状況	様式7
13	位置図(施設を中心として半径1km と半径500m の円及び事業用地周辺にある介護医療院がわかるように記載したもの) 建物配置図 平面図 立面図(東西南北) 居室面積等一覧表	
14	開設までのスケジュール	
15	人員配置基準適合状況表	様式8-1(2)
16	設備基準適合状況表	様式9
17	(介護医療院としての)運営規程	
18	(賃貸借契約の場合)事業用途変更に伴う土地所有者の承諾書	
19	誓約書	様式10
20	法人の役員・評議員一覧兼同意書	様式11
21	評価書(提案者自己採点書)	様式12

※写しを提出する場合は正本のみ原本証明すること

※提出書類はすべて片面印刷とする

※「19 法人の役員・評議員一覧兼同意書」については、電子メール(Excel)で提出すること

5. 質問・提出方法等

(1) 質問について

- ・質問の受付は開設を希望する事業者からの電子メールのみとする。
- ・令和7年2月28日(金)午後5時までに受信したすべての質問について、その質問と質問に対する回答を令和7年3月7日(金)以降にメールにて知らせる。
- ・原則として、窓口、電話等での個別の質問や期限後の質問には回答しない。

(2) 提出について

受付期間 : 令和7年3月17日(月)～令和7年3月19日(水)

受付時間 : 9時～17時

受付場所 : 船橋市役所2階高齢者福祉課

受付方法 : 事前連絡の上、来庁日時を予約後、直接持参(郵送提出不可)

※開設を希望する事業者が来庁し提出すること(設計事業者等の代理人は認めない)。

※原則として、申込期間以降の差替え、再提出等不可。

※書類の提出を希望される場合は、応募書類を電子メールにて送付しますので、下記メールアドレスにご連絡ください。

メールアドレス: koreishafukushi@city.funabashi.lg.jp

6. 評価及び選定

選定における評価は、前述の「1. 募集概要」及び「2. 募集要件等」を満たしていることが確認できた提案者の中から、評価基準の点数の高い順に順位を決定する。

提案事業者は、各評価項目について自己採点をし、合計点を算出した上で、提案書とともに提出すること。

※応募事業者が自己採点した評価項目について、聞き取りを実施する場合があります。

7. 注意事項

- ・応募に伴い、応募者はこの要項に記載の一切の事項を承諾したものとみなす。
- ・提出書類の返却は行わない。
- ・提出に際し必要な費用、選定結果に伴い発生する費用は応募者の負担とする。
- ・必要に応じ書面内容等の確認のため、聞き取りや書類の追加提出等を求める場合がある。
- ・市で受理した書類は公文書となるため、船橋市情報公開条例の規定に基づき開示される場合がある。
- ・虚偽又は不正等が明らかになった場合、また、提案内容や事業運営に関し法令違反が明らかになった場合は、応募を無効とする場合がある。
- ・書類提出後、応募を辞退する場合は、辞退する旨を書面（様式任意）にて提出すること。
- ・選定された事業者は市のホームページ上で公開する。
- ・問い合わせ及び公募書類の請求は、運営を希望する法人以外からは受け付けない。

「お問い合わせ・連絡先」

船橋市 健康福祉局 高齢者福祉部
高齢者福祉課 施設整備係

〒273-8501

船橋市湊町 2-10-25

TEL 047-436-2353 FAX 047-436-2350

E-mail:koreishafukushi@city.funabashi.lg.jp